

令和6年第5回（9月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	第 39 号議案	吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
2	第 40 号議案	吉川市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例	3
3	第 41 号議案	吉川市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例	5
4	第 42 号議案	工事請負契約の締結について	6
5	第 43 号議案	工事請負契約の締結について	7
6	第 44 号議案	工事請負契約の締結について	8
7	第 45 号議案	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	9
8	第 46 号議案	市道の路線廃止及び認定について	11
9	第 47 号議案	教育委員会委員の任命について	12
10	第 48 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	15
11	第 49 号議案	令和 5 年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について	17
12	第 50 号議案	令和 5 年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	18
13	第 51 号議案	令和 5 年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	19
14	第 52 号議案	令和 5 年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	20
15	第 53 号議案	令和 5 年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	21
16	第 54 号議案	令和 5 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	22
17	第 55 号議案	令和 5 年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	23
18	第 56 号議案	令和 5 年度吉川市下水道事業会計決算の認定について	24
19	第 57 号議案	令和 6 年度吉川市一般会計補正予算（第 3 号）	—
20	第 58 号議案	令和 6 年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	—

21	第 59 号議案	令和 6 年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	—
22	第 60 号議案	令和 6 年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	—
23	第 61 号議案	令和 6 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	—
24	第 62 号議案	令和 6 年度吉川市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）	—
25	第 63 号議案	吉川市国民健康保険条例の一部を改正する条例	25

第39号議案

吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
 吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年吉川市条例第  
 37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に  
 改める。

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮	略	1 市長	生活に困窮	略
	する外国人 に対する生 活保護の措 置に関する 事務であつ て規則で定 めるもの	生活保護法（昭和2 5年法律第144 号）による保護の実 施又は就労自立給付 金若しくは <u>進学・就 職準備給付金</u> の支給 に関する情報（以下 「生活保護関係情 報」という。）であ つて規則で定めるも の		する外国人 に対する生 活保護の措 置に関する 事務であつ て規則で定 めるもの	生活保護法（昭和2 5年法律第144 号）による保護の実 施又は就労自立給付 金若しくは <u>進学準備 給付金</u> の支給に関す る情報（以下「生活 保護関係情報」とい う。）であつて規則 で定めるもの
		略			略
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正に伴い、用語の整理をしたいので、この案を提出するものである。

## 第40号議案

### 吉川市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例

吉川市地域公共交通協議会条例（令和5年吉川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（法第5条第1項に規定する地域公共交通計画をいう。次条において同じ。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項</u>の規定に基づき、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、吉川市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（法第5条第1項に規定する地域公共交通計画をいう。次条において同じ。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、<u>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2</u>の規定に基づき、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、吉川市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>

<p>(分科会)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、道路運送法第9条第4項の規定により運賃等について協議を行う場合においては、分科会を設置することとし、当該分科会の決定をもって協議会の決定とする。</u></p> <p><u>3 分科会の委員は、第3条第2項に規定する者のうち、会長が必要と認めたものとする。ただし、前項に規定する協議を行う場合においては、第3条第2項に規定する者のうち、道路運送法第9条第4項各号に掲げる者のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p>(分科会)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 分科会の委員は、第3条第2項に規定する者のうち、会長が必要と認めたものとする。</u></p> <p><u>3 略</u></p>
--	---

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

## 提案理由

道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の一部改正に伴い、運賃等に関する協議方法の変更その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

#### 第41号議案

吉川市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

吉川市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例（平成27年吉川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(農業委員の定数) 第2条 吉川市農業委員会の委員の定数は、 <u>14</u> 人とする。	(農業委員の定数) 第2条 吉川市農業委員会の委員の定数は、 <u>18</u> 人とする。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

農地面積の減少により、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）で定める基準に従い、農業委員の定数を見直したいので、この案を提出するものである。



## 第42号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区1号調整池修景工事（その1）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 契約締結日から令和7年9月30日まで
- 4 請負金額 258,830,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋3丁目23番30号  
氏名又は名称 シン建工業株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 北清太郎

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

吉川美南駅東口周辺地区1号調整池修景工事（その1）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 第43号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その11）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 契約締結日から令和7年7月31日まで
- 4 請負金額 149,710,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市緑区東浦和1丁目21番地3  
氏名又は名称 株式会社内田緑化興業  
代表者職氏名 代表取締役 殿井正仁

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その11）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

#### 第44号議案

##### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その12）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 契約締結日から令和7年7月31日まで
- 4 請負金額 167,200,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市緑区東浦和1丁目21番地3  
氏名又は名称 株式会社内田緑化興業  
代表者職氏名 代表取締役 殿井正仁

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

##### 提案理由

吉川美南駅東口周辺地区道路工事（その12）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

## 第45号議案

### 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものである。

## 別紙

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年指令市第2079号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変更後	変更前								
別表第1（第4条関係） <table border="1"><tr><td>1 略</td></tr><tr><td>2 <u>資格確認書等の引渡し</u></td></tr><tr><td>3 <u>資格確認書等の返還の受付</u></td></tr><tr><td>4～6 略</td></tr></table>	1 略	2 <u>資格確認書等の引渡し</u>	3 <u>資格確認書等の返還の受付</u>	4～6 略	別表第1（第4条関係） <table border="1"><tr><td>1 略</td></tr><tr><td>2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</td></tr><tr><td>3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</td></tr><tr><td>4～6 略</td></tr></table>	1 略	2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し	3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付	4～6 略
1 略									
2 <u>資格確認書等の引渡し</u>									
3 <u>資格確認書等の返還の受付</u>									
4～6 略									
1 略									
2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し									
3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付									
4～6 略									

## 附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

## 第46号議案

### 市道の路線廃止及び認定について

次のとおり市道の路線廃止及び路線認定をすることについて議決を求める。

#### 1 路線廃止

路線名	起 点	終 点
3-490	大字三輪野江字蓮沼2293番1地先	大字三輪野江字根ノ町1987番1地先

#### 2 路線認定

路線名	起 点	終 点
2-766	大字高久字佐左エ門915番地先	大字高久字佐左エ門521番地先
2-767	大字高久字佐左エ門514番2地先	大字高久字佐左エ門523番1地先
2-768	大字高久字小帳923番地先	大字高久字小帳860番1地先
2-769	大字中曾根字九反1358番地先	大字高久字小帳896番地先
2-1823	大字高久字小帳895番地先	大字高久字小帳870番3地先
2-1824	大字高久字小帳895番地先	大字高久字小帳869番地先
2-1825	大字高久字小帳895番地先	大字高久字小帳867番1地先
2-1826	大字高久字小帳860番2地先	大字中曾根字九反1356番2地先
2-1827	大字高久字佐左エ門522番1地先	大字高久字佐左エ門217番1地先
3-490	大字三輪野江字根ノ町1987番1地先	大字三輪野江字根ノ町1988番1地先

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業による新設道路の路線認定をするとともに、大字三輪野江地内の開発に伴い起点又は終点が変更となる路線の廃止及び認定をしたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

## 第47号議案

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 小林照男

生年月日 ○○○○○○○○

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

教育委員会委員の小林照男氏が令和6年9月30日をもって任期満了となるため、再度任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 小林照男

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成 8年 9月から

○○○○○○○○○

現在に至る

平成19年 1月から

公益社団法人野田青年会議所理事長

平成19年12月まで

平成22年 4月から

千葉県野田市学校評議員

平成23年 3月まで

平成23年 1月から

社会福祉法人コピーソシオ理事長

現在に至る

平成25年 8月から

埼玉県三郷市子ども・子育て会議委員

現在に至る



平成26年12月から

茨城県境町戦略会議委員

現在に至る

平成27年10月から

吉川市総合戦略推進審議会委員

現在に至る

平成28年10月から

吉川市教育委員会委員

現在に至る

平成31年 5月から

千葉県保育協議会千葉県近未来研究所所長

現在に至る

令和 3年 6月から

社会福祉法人四恩会理事

現在に至る

令和 6年 4月から

社会福祉法人慈絃園理事

現在に至る

## 第48号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 土屋雄志

生年月日 ○○○○○○○○

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

固定資産評価審査委員会委員の戸井田均氏が令和6年9月16日をもって任期満了となるため、その後任に土屋雄志氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 土屋雄志

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成18年5月から

○○○○○○○○○

平成26年4月まで

平成26年4月から

○○○○○○○○○

平成29年1月まで

平成29年2月から

○○○○○○○○○

現在に至る

第49号議案

令和5年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度吉川市一般会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第50号議案

令和5年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第51号議案

令和5年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第52号議案

令和5年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第53号議案

令和5年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人



#### 第54号議案

令和5年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度  
吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別添監査委員の  
意見を付けて認定に付する。

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

## 第55号議案

令和5年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度に生じた利益について令和5年度吉川市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求め、同法第30条第4項の規定により、令和5年度吉川市水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

第56号議案

令和5年度吉川市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度吉川市下水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

## 第63号議案

### 吉川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

吉川市国民健康保険条例（昭和34年吉川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第16条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。	第16条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年9月2日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を

改正する法律（令和5年法律第48号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。